



## 佐倉市中古住宅リフォーム支援事業



佐倉市では、市内の空家の利活用を促進し、定住人口の維持・増加と地域の活性化を図ることを目的に、中古住宅を新たに購入しリフォームを行う方に、費用の一部を補助します。

※ 補助事業は、事前申請 となります。補助事業をご利用される場合は、必ず **リフォーム工事前**にご相談ください。

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <p>対 象 者</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が、佐倉市内で自ら居住するために、親族以外から取得した中古住宅（購入されてから1年2か月以内）を、令和6年4月以降にリフォームを行おうとする方</li> <li>・同一世帯に佐倉市税を滞納している方がいないこと</li> <li>・令和7年3月31日までに住所移転が完了する方</li> <li>・この補助金を過去に受けていない方</li> <li>・補助金の交付の対象となる経費が他の公的制度による助成等の対象でないこと</li> </ul>   |
| <p>対象となる<br/>リフォーム</p>     | <p>増築・改築・改装・修繕などに係る工事（外構工事を除く）</p>  |
| <p>交 付 の 条 件</p>           | <p>(1) 自治会の加入に努めること<br/>(2) 補助金の交付を受けた翌年度から10年間、自己の居住の目的に住宅を使用すること<br/>(3) 実績報告時において同住所に別世帯がある場合は、同居する者の全員の住民票・佐倉市税の滞納がないことを証する書類を添付すること</p>  |
| <p>申 請 に<br/>必 要 な も の</p> | <p>① 補助金交付申請書（別記様式1号）<br/>② 同意書兼確認書（別記様式2号）<br/>③ 中古住宅の取得に関する契約書等の写し<br/>④ 佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書（18歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18歳以上の学生の場合は申立書を提出）<br/>※ 佐倉市発行の納税証明書原本で、取得後3か月以内のもの（住宅課提出用）<br/>※ 申請日時点または過去に、佐倉市に住民票がなく、佐倉市内に固定資産を有していない方は、「申立書」を提出してください。<br/>⑤ リフォーム契約書等の写し及び内訳（工事明細）がわかる書類（見積書、工事明細書など） ※ 見積書のみは不可<br/>⑥ 平面図、立面図、配置図等のリフォーム箇所がわかる図面<br/>⑦ 建築確認済み証又は建築確認台帳の記載事項証明書<br/>⑧ 令和6年4月1日時点で18歳以下の子どもを扶養している場合は、続柄が記載された同一の世帯全員の住民票原本<br/>⑨ 購入した中古住宅を複数で所有している場合には、建物の登記事項証明書の原本</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | (住宅の持分が2分の1以上の保存登記が必要のため)<br>⑩ 委任を受けた方が申請する場合は委任状  |
| 補助金額 | リフォームに係る経費の2分の1以内(上限額 50万円)<br>※ 同一の世帯で子ども(2006年4月2日以降に生まれた子)を令和6年4月1日時点で扶養している場合、加算があります。(上限額 10万円) |
| 募集件数 | 100件(5,500万円) ※予定  |
| 募集期間 | 令和6年4月17日 ~12月27日<br>※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。  |

お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168 (直通)

- ① 耐震補強工事を行う場合、別の補助金の対象となる可能性があります。

建築指導課(043-484-6169)までお問い合わせください。



- ② 断熱窓の改修工事を行う場合、別の補助金の対象となる可能性があります。

生活環境課(043-484-6716)までお問い合わせください。

なお、同じ個所を工事する場合には、重複して補助金を受け取ることはできませんので、ご承知おきください。

